

中国・韓国ヒアリング調査について

中国ヒアリングについて

ヒアリング日程	2013年1月21日～24日	
ヒアリング先	<ul style="list-style-type: none"> 国家発展改革委員会 (National Development and Reform Commission, NDRC) 	<p>国務院に属し、経済と社会の政策の研究・立案、経済のマクロ調整などを行う機関。気候変動対応司が、排出量取引制度を担当。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 国家発展改革委員会エネルギー研究所 (Energy Research Institute, ERI) 	<p>NDRC傘下の研究機関。1980年に設立され、エネルギー、開発戦略、環境などの研究を行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 国家気候変動対策戦略研究・国際協力センター (National Center for Climate Change Strategy and International Cooperation, NCSC) 	<p>NDRC傘下の研究機関。2012年に設立され、気候変動戦略に関する研究や国際協力を行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 清華大学 	<p>北京に所在する国立大学で、気候変動に関する政策アドバイスや技術支援を行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー基金 (China Sustainable Energy Program, The Energy Foundation) 	<p>米国の民間資金により1999年に設立された非営利組織で、低炭素型開発、再生可能エネルギーなどに関する政策支援を行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 北京環境取引所 (China Beijing Environment Exchange, CBEEEX) 	<p>CO₂などの環境関連商品の取引プラットフォームとなることを目的に、2008年に北京市人民政府の許可を受け設立された企業。</p>

中国排出量取引制度の動向①

- 国の温暖化対策目標として、2020年までにGDP当たりCO2排出量を2005年比40～45%削減することを掲げる。
- 第12次5カ年計画(2011～2015年)において、「炭素排出取引市場を逐次確立」することを定めた。
- 2011年10月に国家発展改革委員会(NDRC)が北京市、天津市、上海市、重慶市、広東省、湖北省、深セン市の7つの市・省にパイロット事業の準備を行うよう通知を発出。
- これに基づき、7つの市・省が2013年中の制度開始に向けて、制度設計及び立法化を進めている。

中国排出量取引制度の動向②

- 今後は、パイロット事業を通じて2015年までに炭素取引市場の基本的なフレームワークを完成させ、2016年より全国レベルでの排出量取引制度を導入することとしている。
- また、NDRCは、2012年6月に「温室効果ガス自主的排出削減取引管理暫定弁法」を制定。
- これにより、認証自主的排出削減量(CCER)が創出され、パイロット事業の外部クレジットとして使用される予定。

中国排出量取引制度の動向③

<上海市の例>

制度期間	2013年～2015年
市の削減目標	第12次五ヵ年計画(2011～2015年)の単位地域総生産額当たりのCO ₂ 削減目標:19%削減
キャップ	未定であるが、総量で設定
対象企業 (削減義務)	<ul style="list-style-type: none"> • 16業界、200社が当初対象となる見込み。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 工業部門:鉄鋼、石油化学、非鉄金属、電力、建材、紡織、製紙、ゴム、化学繊維等。うち、2010～2011年のいずれか1年において、年間2万t-CO₂以上を排出するもの。 ➢ 非工業部門:航空、港湾、空港、鉄道、商業、ホテル、金融等。うち、2010～2011年のいずれか1年において、年間1万t-CO₂以上を排出するもの。 • 対象企業の合計年間CO₂排出量は約1.1億t-CO₂、上海市全体の総排出量の約半分。
(報告義務)	<ul style="list-style-type: none"> • 2012～2015年中に年間1万t-CO₂以上を排出した企業には、CO₂排出量の報告を義務付け
排出枠の割当方法	<ul style="list-style-type: none"> • 2009～2011年における対象事業者の排出実績とセクターの発展状況を考慮し、3年分を一括して割り当てる。 • 初期排出枠は無償割当とし、適時、オークション等への有償方式へと移行。
バンキング・ボローイング	バンキングは可能。ボローイングは不可。
MRV	算定、報告及び第三者による検証制度を構築する。
登録簿	登録簿を構築し、排出枠の交付・所有・移行・取消しなどの管理を行う。
取引	上海環境エネルギー取引所で排出枠・クレジットの取引を行う。投資機関等の取引参加を検討。

出典:上海市人民政府「本市炭素排出自取引モデル業務展開に関する実施意見」他

中国ヒアリング調査結果の概要①

<排出量取引制度導入の背景・メリット>

- 第11次五カ年計画(2006～2010年)に基づく既存の省エネ政策に対して、これまで約4兆人民元(約58兆円)の政府資金を投入。より低いコストで中国の排出削減目標を達成するため、市場メカニズムを活用し、民間投資を誘発することが重要と考えた。
- また、排出量取引制度は国際的にも主流になっており、今後他国・地域と協力していくためにも、今から準備しておかなければならないと考えている。
- 排出量取引制度の導入により、産業構造の調整と技術革新がもたらされることを期待している。

中国ヒアリング調査結果の概要②

<排出量取引制度導入による経済影響についての考え方>

- 分析調査のニーズはあるものの、パイロット事業による削減効果や経済への影響について、分析したものはない。
- 排出量取引制度の導入により、特に経済的な格差の大きな地域において、地域経済に対してマイナスの影響が発生することも考えられる。
- よって、割当方法などの制度設計により影響を最小化していくことが必要であり、また可能であると考えられる。
- 排出量取引制度は、中国にとって新しい政策手法であり、制度を運用しつつ改良していくしかない。

中国ヒアリング調査結果の概要④

<産業界との調整等>

- 将来的には、必ず各企業に対する義務的な削減目標が課せられるため、パイロット事業に参加し、早めに備えておくメリットがあると企業に理解してもらおうと努めている。
- 企業への説明会などを開催すると、反応は様々。競争力低下を懸念する企業もある一方、CDMプロジェクト開発の実績のある企業や、天然ガスを使用している電力会社などは、制度導入に積極的である。
- よりインセンティブを高めるため、省エネ補助金など他の政策における優遇施策と組み合わせる予定である。

中国ヒアリング調査結果の概要⑤

<2省5市のパイロット事業から開始する理由>

- 中国は国土が広く、各地域が抱える事情も異なるため、一部地域からパイロット事業を始めてこれを全国レベルに展開していくことを選択した。
- パイロット事業への参加は、自主的な参加によるものであるが、発展レベル、産業構造の異なる地域が選択されている。

※例えば、北京市は市のGDPの75%が第三次産業であり、主要排出源は建築・建設業である。一方、広東省、天津市などは製造業が主要排出源である。

- 7つの省・市を合計すると人口は2億人、GDPは国内の30%、GHG排出量は国内の20%以上をカバー。

表 パイロット事業参加省・市の概要

	地域	GDP(億元)	人口(万人)
北京市	華北	16,000	2,019
天津市	華北	11,191	1,355
上海市	華東	19,196	2,347
重慶市	西部	10,011	2,919
広東省	華南	52,674	10,505
深セン市	華南	11,502	1,047
湖北省	中部	19,594	5,758

出典：各省・市統計局HP

中国ヒアリング調査結果の概要⑥

< 省・市がパイロット事業に参加するインセンティブ >

- 温暖化対策を実施すること、市場メカニズムを活用することが国の方向性として打ち出されており、省・市は早期の取組の必要性を実感。
- 制度設計に先行して取り組めば、全国レベルでの制度が導入された際に、有利になると期待。
- 経済的に豊かな地域（広東省、北京市、上海市）では、既存の省エネ政策により削減ポテンシャルが減少。新たな政策を取り入れ、経済構造をより低炭素型へと調整したいとの期待あり。

中国ヒアリング調査結果の概要⑦

<排出量のMRVについて>

- 排出量の算定・報告・検証(MRV)について、企業レベルでの信頼性あるデータが蓄積されていない、検証する審査機関が不足しているなどの問題がある。
- 一方、これまで第11次五カ年計画における省エネ法により、エネルギー消費量の報告制度を実施してきたため、このデータが活用可能である。
- また、パイロット事業実施に際して、各省・市で排出実績把握のための取組が行われている。北京市は2005～2010年GHGインベントリを作成。上海市は、制度対象企業に対する調査を行い排出量を把握している。

韓国ヒアリングについて

<韓国における排出量取引制度の動向>

- 韓国では、2015年から義務的排出量取引制度を導入することが決定し、法制化が進められている。
- 義務的制度に先立ち、排出量取引試行事業(2010年～)や温室効果ガス及びエネルギー目標管理制度(2011年～)を実施している。

<ヒアリング調査概要(予定)>

ヒアリング日程	2013年2月4日の週
ヒアリング先	<ul style="list-style-type: none">• 環境省• 韓国環境研究所 他
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none">• 義務的排出量取引制度の目的• 義務的排出量取引制度導入の検討経緯(経済影響評価、ステークホルダーとの調整等)• 義務的排出量取引制度のルール策定状況(割当計画、オフセットクレジット規則等)• 温室効果ガス及びエネルギー目標管理制度の目的、制度から得られた知見• 排出量取引試行事業の目的、事業から得られた知見• 排出量取引市場の見通し